

岐阜市行政第 5 0 号
平成 1 6 年 6 月 1 6 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊 原 秀 訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 1 6 年 2 月 5 日付け岐阜市行契第 1 3 7 号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第 1 当審査会の結論

岐阜市長(以下「実施機関」という。)が低入札価格調査票(以下「本件公文書」という。)のうち調査基準価格(以下「本件情報」という。)を非公開とした一部非公開処分は、これを取り消し、公開すべきである。

第 2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成15年12月2日付け岐阜市行契第103号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 低入札価格調査実施のための調査基準価格が非公開では、調査の結果、問題なしとされても、調査対象とされた理由が分からない。

(2) 調査基準価格の公開が岐阜市情報公開条例(以下「公開条例」という。)第6条第1項第4号イ(2)に規定する市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、契約に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることが明らかなものに該当するとは考えられない。

(3) 競争入札制度は、業者が調査基準価格と無関係にできる限りの低額の入札をして落札を目指すものである。その結果、一定価格を下回る金額が入札最低金額になった場合に、その業者が契約内容に適した履行ができるのかを調査する制度が低入札価格調査制度である。しかし、市は、業者が落札することよりも、低入札調査を回避することを優先して入札をする = 落札の可能性を低くしてでも低入札調査を回避したいと考えているということを前提にして論じており、本末転倒である。

また、市の主張に従えば、およそ調査基準価格の公表は、発注自治体に不利益を与えることになるが、これは多くの自治体が入札前にその公表を行っているという事実と矛盾する。

第 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件公文書に記載されている建設工事における調査基準価格とは、岐阜市低入札価格調査要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定により、本市が算出した設計金額の内訳のひとつである直接工事費の額と定められている。

直接工事費の額は、項目ごとに設計単価に数量等を乗じて得た額を合計したものであるが、岐阜市では、建設工事のうち建築工事においては、設計単価を

積算資料、建設物価等の刊行物、業者見積り等を利用し決定しており、このうち業者見積りにより決定する設計単価は、複数の業者から見積りを徴収し、その中で最低である業者の単価に、市が独自に市場の動向を勘案して作成した「市場見積単価掛率表」による掛率を乗じて算出している。したがって、調査基準価格が公表されれば、建築工事を請け負う業者であれば周知されている設計に係る単価からその掛率を類推することができ、設計金額を引き上げるために、徴収する業者見積金額を高くするおそれがある。

建設工事のうち土木工事については、県において非公開として取り扱われている設計単価表を用いており、その積算合計である設計金額も非公開として取り扱われている。

- (2) 低入札価格調査制度は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないこと及び公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがなく、かつ、著しく不相当でないことを確認し、本市が不利益を被らないようにするものであり、調査基準価格は、低入札価格調査に入るか入らないかの区分を示すものである。したがって、調査基準価格が公開されると、契約の内容に適合した履行を行わないおそれのある業者が調査基準価格に近い金額で入札を行い、調査を回避してしまうことにより、結果として、契約の内容に適合した履行が行われず、本市が不利益を被るおそれがある。

そのようなおそれのない業者であっても、入札に参加する業者に自己の事情により市による調査を避けたい考えがあるならば、調査基準価格を公表した場合には、調査基準価格以下の入札はしないため、結果として落札価格が高止まりすることになり、本市に不利益を生ずるおそれがある。

- (3) 以上により、本件調査基準価格の情報は、公開条例第6条第1項第4号イ（2）に規定する市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、契約に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることが明らかなものに該当するため非公開としたものである。

なお、予定価格は、設計金額の端数処理をしたもので近似値であるが設計金額ではなく、また、予定価格は試行により公表しているが、設計金額は非公表としている。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、（仮称）北東部コミュニティセンター及び岐阜北消防署三輪出張所建築主体工事（以下「本件工事」という。）の落札者を決定するにあたり、入札金額が調査基準価格を下回り、落札者の決定が保留されたため、調査基準価格を

下回った金額で申込みをした者のうち最低の価格で申込みをした者に対し、令第167条の10の規定に該当するか否かについて、要綱第8条第2項の規定による低入札調査委員会の審査を受けるため、事情聴取した結果を要綱第7条第1項の規定により行政管理部長がまとめ、作成したもので、当該審査後、実施機関において保管管理しているものであり、公開条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 調査基準価格について

岐阜市では、市が発注する一般競争入札等において、建設業法に定める建設工事、建設工事に係る委託業務その他の委託業務の請負契約を締結しようとする場合には、契約の適正な履行を確保するために、令第167条の10の規定により、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、そのものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他のもののうち最低価格をもって申込みをしたものを落札者と決定するという低入札調査制度を導入している。

調査基準価格は、この低入札調査を実施する基準となる価格をいい、建設工事においては、要綱第4条の規定により本市が算出した設計金額の内訳の一つである直接工事費の額と定められている。当該価格を下回る金額で申込みをしたもののうち最低の価格で申込みをした者は、落札決定が保留され、低入札価格調査を受けることとなるものである。

3 情報公開条例第6条第1項第4号イ(2)の該当性について

本規定に該当するためには、本件情報が「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、契約に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることが明らかなもの」でなければならない。

この「おそれ」は、一般的・抽象的なものでは足りず、具体的な支障が生じる蓋然性が存在するものでなければならないと解される。

(1) 掛け率の類推による業者見積金額の引上げについて

実施機関は、業者見積りにより決定する設計単価は、見積りを複数徴収した中で最低である業者の単価に、市独自の掛け率を乗じて算出しているため、調査基準価格が公表されれば、建築工事を請け負う業者であれば周知されている設計に係る単価からその掛け率を類推することができ、設計金額を引き上げるために、徴収する業者見積金額を高くするおそれがあると主張する。

この点、実施機関の陳述によると、本件建設工事の直接工事費の算定に当たっては、相当数の工事費の項目があり、その数は500程度に上るとのことであり、各項目の単価に対し、それぞれ数値の異なる掛け率を乗じて、設計金額を算定することとなるが、本件工事は、総合建築工事であり、調査基準価格は、あくまで本件工事の設計金額の総額に過ぎないため、これを公開した場合、業者見積りにより決定している項目が多数であることから、一定の幅の中でおお

よその値が推測されるに過ぎず、個々の項目ごとの掛け率までもが推測されることは到底考えられない。また、工事費の項目が多いとしても、手間をかければ、掛け率は想定されると実施機関が陳述するが、類推されるおおよその掛け率までも保護すべき積極的な必要性があるとは認められない。

掛け率を類推されることが、設計金額の引上げにつながるという陳述についても、見積りを依頼された業者は、設計金額を引き上げようとするれば、掛け率が分からなくても引き上げることは可能であるとも考えられ、掛け率の類推が設計金額の引上げに直接的に結びつくとは理解できないし、この点に関しては、実施機関から十分な疎明もない。

(2) 調査の回避及び落札価格の高止まりについて

実施機関は、調査基準価格が公開されると、契約の内容に適合した履行を行わないおそれ等のある業者が調査基準価格に近い金額で入札を行い、調査を回避して、契約の内容に適合した履行が行われず、本市が不利益を被るおそれがあり、また、そのようなおそれのない業者であっても、入札に参加する業者に自己の事情により市による調査を避けたい考えがあるならば、調査基準価格以下の入札はしないため、結果として落札価格が高止まりする旨主張する。

実施機関の陳述によると、現実に低入札調査に該当した事例が業務委託については相当数存在し、それにより業務委託について落札価格の高止まりが生じている事実はなく、調査基準価格の公開と落札価格の高止まりについての因果関係があるとは認められない。また、現実に特に仕事を取るために安く入札しようとする者にとっては、あまり影響があるとは考えられない。さらに、低入札調査制度の本来の趣旨は、ある一定の価格より低い設計金額になると適切な契約の履行がなされるかどうか疑わしいため、その業者の経営状況等の内容を調査するというものであり、別段調査基準価格を公開したとしても、それより高い価格であれば、契約内容に適合した履行が可能であるという前提に立っていることを示すものに過ぎず、自信のある業者は調査を受けるだけの話であるとも考えられるため、実施機関の主張は非公開とする理由として説得力があるものとは認められない。

(3) 本件工事における状況について

本件工事は、公共施設の建設に係る工事に該当し、予定価格が約4億7千万円という大規模な工事である。そのため、実施機関の陳述によると、工事項目も相当数に上るものであるが、本件工事においては、全体に占める業者見積りによる単価の部分の割合は少ないということである。よって、実施機関が主張するように、掛け率が類推されて業者見積金額を高く設定されることにより設計金額が引上げられることについては考えにくいと認められる。

また、本件公文書に係る不服申立人の公文書公開請求は、一般競争入札により落札者が決定した後になされたものである。当該請求が落札前になされた場合には、入札に参加する業者が調査基準価格に近い金額で入札し、調査を回避

してしまうおそれも想定されるが、本件においては、それも考えにくい。

さらに、本件工事は、不服申立人が調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札調査を受けた結果、市において契約内容に適合した履行ができるものと認められ、落札をしているという事情もある事案である。

- (4) 以上によれば、一般的な判断としてはともかく、少なくとも本件に限定して考えれば、実施機関の主張からは、本件情報を公開することにより、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることが明らかであるとは認められず、本件情報は、公開条例第6条第1項第4号イ(2)の規定に該当しない。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過等

平成15年11月20日	公文書公開請求
12月2日	実施機関の一部非公開処分決定
平成16年1月30日	不服申立て
2月5日	諮問
同月10日	実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼 通知
同月20日	同陳述書提出
3月11日	同陳述書の写しを審査会委員及び不服申立人に送付
4月6日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
同月22日	審査会開催
6月3日	審査会開催
同月16日	答申